

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵閣第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付	第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付
第 2 節 申告納税方式による関税の確定	第 2 節 申告納税方式による関税の確定
(特例申告を除く納税申告の方法)	(特例申告を除く納税申告の方法)
7-4 納税申告 (特例申告 (法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告をいう。以下同じ。) を除く。) は、令第 4 条第 1 項に規定する事項を記載した「輸入 (納税) 申告書」(C-5020) 又は「輸入 (納税) 申告書」(C-5025-1 及び C-5025-2) 3 通 (原本、許可書用、統計用) <u>(「財務省の計算証明に関する指定について」(平成 29 年 4 月会計検査院長訓令検第 402 号) 別表第 2 の関税及び税關の徴収する内国消費税の項に該当する場合又は石油石炭税法 (昭和 53 年法律第 25 号) 第 15 条の規定による承認を受けた者に係る原油等の輸入申告に係るものである場合には、それぞれ 1 通を加える。)</u> を税關に提出することにより行うが、その申告が法第 9 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する納期限の延長に係るものである場合にあっては、当該申告書に納期限延長に係る所要の事項を記載して提出する。	7-4 納税申告 (特例申告 (法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告をいう。以下同じ。) を除く。) は、令第 4 条第 1 項に規定する事項を記載した「輸入 (納税) 申告書」(C-5020) 又は「輸入 (納税) 申告書」(C-5025-1 及び C-5025-2) 3 通 (原本、許可書用、統計用) <u>(「財務省の計算証明に関する指定について」(平成 4 年 10 月会計検査院長訓令検第 412 号) 第 3 章第 4 の(8)《関税及び税關の徴収する内国消費税に係る国税収納金整理資金徴収額計算書の証拠書類等の指定》の規定に該当する場合及び石油石炭税法 (昭和 53 年法律第 25 号) 第 15 条《引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例》の規定による承認を受けた者に係る原油等の輸入申告の際には、それぞれ 1 通を加える。)</u> を税關に提出することにより行うが、その申告が法第 9 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する納期限の延長に係るものである場合にあっては、当該申告書に納期限延長に係る所要の事項を記載して提出する。
また、その申告に係る貨物について令第 4 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項の申告を要する場合にあっては、当該申告書のほか後記 7-9 の規定に従い、評価申告書に所要の事項を記載して提出する。	また、その申告に係る貨物について令第 4 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項の申告を要する場合にあっては、当該申告書のほか後記 7-9 の規定に従い、評価申告書に所要の事項を記載して提出する。
(注) 関税及び税關の徴収する内国消費税に係る国税収納金整理資金徴収額計算書の証拠書類等の指定	(注) 関税及び税關の徴収する内国消費税に係る国税収納金整理資金徴収額計算書の証拠書類等の指定
イ 関税率表 1 品目に対する税額が 300 万円 (長崎税關、 <u>函館税關</u> 及び沖縄地区税關においては 200 万円) 以上のもの	イ 関税率表 1 品目に対する税額が 300 万円 (長崎税關、 <u>函館税關</u> 及び沖縄地区税關においては 200 万円) 以上のもの
ロ (省略)	ロ (同左)
(<u>関税率表適用上の所属区分等又は原産地に係る事前照会に対する文書回答の手続等</u>)	(事前照会に対する文書回答の手続等)
7-18 文書による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記 7-19-2 に規定する切	7-18 文書による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記 7-19-2 に規定する切

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 対象となる照会の範囲 　　関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会で、次の要件の<u>全て</u>を満たす照会を、下記(3)から(10)までの手続の対象とするものとする。 　　イ～ハ (省略)</p> <p>(3) 受理 　　イ (省略) 　　ロ 提出書類等 　　照会は、次に掲げる書類等各1通を提出させることにより行わせる。 　　(イ) (省略) 　　(ロ) 見本又はこれに代わる写真、図面その他参考となるべき資料 　　(注1) 参考資料の<u>要求</u>は必要最小限にとどめるものとする。 　　(注2) 参考資料の返却の要否について照会書に記載されていることを確認するものとする。なお、返却する場合には輸入申告された貨物との同一性確認の観点から、当該返却する資料について複写、写真等により記録にとどめるものとする。</p> <p>ハ 受理時の形式審査事務 　　照会書の提出があつた税關の受付担当者（以下この項において「照会応答担当者」という。）は、次のとおり形式審査事務を行うものとする。また、署所に提出があつた場合には、照会応答担当者は、必要に応じて検討部門（関税率表適用上の所属区分等に関する照会については首席関税鑑査官（首席関税鑑査官を置かない税關にあっては関税鑑査官。以下この項、7-19-1、7-19-2及び7-22において「首席関税鑑査官等」という。）を、原産地に関する照会については<u>首席原産地調査官（首席原産地調査官を置かない税關にあっては原産地調査官。以下この項、7-19-1、7-19-2及び7-22において「首席原产地調査官等」という。）</u>をいう。）と協議の上、この事務を行うものとする。 　　(イ)～(ハ) (省略)</p>	<p>替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 対象となる照会の範囲 　　関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会で、次の要件の<u>すべて</u>を満たす照会を、下記(3)から(10)までの手続の対象とするものとする。 　　イ～ハ (同左)</p> <p>(3) 受理 　　イ (同左) 　　ロ 提出書類等 　　照会は、次に掲げる書類等各1通を提出させることにより行わせる。 　　(イ) (同左) 　　(ロ) 見本又はこれに代わる写真、図面その他参考となるべき資料 　　(注1) 参考資料の<u>提出</u>は必要最小限にとどめるものとする。 　　(注2) 参考資料の返却の要否について照会書に記載されていることを確認するものとする。なお、返却する場合には輸入申告された貨物との同一性確認の観点から、当該返却する資料について複写、写真等により記録にとどめるものとする。</p> <p>ハ 受理時の形式審査事務 　　照会書の提出があつた税關の受付担当者（以下この項において「照会応答担当者」という。）は、次のとおり形式審査事務を行うものとする。また、署所に提出があつた場合には、照会応答担当者は、必要に応じて検討部門（関税率表適用上の所属区分等に関する照会については首席関税鑑査官（首席関税鑑査官を置かない税關にあっては関税鑑査官。以下この項、7-19-1、7-19-2及び7-22において「首席関税鑑査官等」という。）を、原産地に関する照会については<u>原産地調査官</u>をいう。<u>以下この項において同じ。</u>）と協議の上、この事務を行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">(イ)～(ハ) (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>二 (省略)</p> <p>(4) 受理後の処理</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 総括関税鑑査官及び総括原産地調査官の事務処理 上記イにより検討部門から送付され、又はシステム登録された事前教示照会（税關限りで処理されたものを除く。）及び回答書（案）について、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官は、次のとおり処理するものとする。 (イ) (省略) (ロ) 上記(イ)により得られた結果については、次のとおり処理を行う。 i 関税率表適用上の所属区分等に関する照会の場合 回答書（案）の内容が適正であると認められる場合には、システムに協議を終了する登録を行うことにより、検討部門に通知するものとする。 回答書（案）の内容の修正を必要とする場合には、検討部門に対して修正を指示し、システムに再検討を指示する登録を行うものとする。修正された回答書（案）は確認の上、内容が適正であると認められる場合には、協議を終了する登録を行うことにより、検討部門に通知し、<u>更に</u>修正を必要とする場合は、再度検討部門に対して修正を指示し、システムに再検討を指示する登録を行うものとする。 ii 原産地に関する照会の場合 回答書（案）の内容が適正であると認められる場合には、その旨を登録番号とともに検討部門に通知し、協議を終了する。 回答書（案）の内容の修正を必要とする場合には、検討部門に対して修正を指示する。修正された回答書（案）は確認の上、内容が適正であると認められる場合には、その旨を登録番号とともに検討部門に通知し、<u>更に</u>修正を必要とする場合は再度検討部門に対して修正を指示するものとする。</p> <p>(ハ) (省略)</p> <p>ハ 検討期間</p>	<p>二 (同左)</p> <p>(4) 受理後の処理</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 総括関税鑑査官及び総括原産地調査官の事務処理 上記イにより検討部門から送付され、又はシステム登録された事前教示照会（税關限りで処理されたものを除く。）及び回答書（案）について、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官は、次のとおり処理するものとする。 (イ) (同左) (ロ) 上記(イ)により得られた結果については、次のとおり処理を行う。 i 関税率表適用上の所属区分等に関する照会の場合 回答書（案）の内容が適正であると認められる場合には、システムに協議を終了する登録を行うことにより、検討部門に通知するものとする。 回答書（案）の内容の修正を必要とする場合には、検討部門に対して修正を指示し、システムに再検討を指示する登録を行うものとする。修正された回答書（案）は確認の上、内容が適正であると認められる場合には、協議を終了する登録を行うことにより、検討部門に通知し、<u>さらに</u>修正を必要とする場合は、再度検討部門に対して修正を指示し、システムに再検討を指示する登録を行うものとする。 ii 原産地に関する照会の場合 回答書（案）の内容が適正であると認められる場合には、その旨を登録番号とともに検討部門に通知し、協議を終了する。 回答書（案）の内容の修正を必要とする場合には、検討部門に対して修正を指示する。修正された回答書（案）は確認の上、内容が適正であると認められる場合には、その旨を登録番号とともに検討部門に通知し、<u>さらに</u>修正を必要とする場合は再度検討部門に対して修正を指示するものとする。</p> <p>(ハ) (同左)</p> <p>ハ 検討期間</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>検討部門並びに総括関税鑑査官及び総括原産地調査官は、照会を受理してから 30 日以内の極力早期に、当該照会に対する回答を行うよう努めるものとする。</p> <p>ただし、当該期間には、<u>次の期間</u>を含めないものとする。</p> <p>(イ) <u>回答するために必要な補足説明を求め、又は資料の追加提出を求めてから回答があるまでの期間</u></p> <p>(ロ) <u>守秘義務に抵触しない範囲において技術的事項を第三者に照会してから回答があるまでの期間その他技術的事項の検証のために必要な期間</u></p> <p>(注) 30 日を超えて検討を要すると見込まれる場合には、上記イの(イ)のとおり、速やかに照会者に通知するものとする。</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) 公開</p> <p>関税率表適用上の所属区分等の適用及び原産地認定の透明性の向上を図っていく観点から、照会貨物の内容及び回答の内容は、回答後原則として公開とし、税関ホームページ等を利用して輸入者等一般の閲覧に供するものとする。ただし、次の要件に該当する場合で、照会者から一定期間内（180 日を超えない期間内）につき公開しないことを求める申出があったものについては、当該申出に係る期間後に公開することとする。ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することに留意する。</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>ニ 照会対象となった貨物がまだ計画段階であり、実際に貨物が輸入される前に他者に知られることにより照会者又はその関係者が不利益を受けるおそれがある場合</p> <p>ホ及びヘ (省略)</p> <p>(7) 変更及び撤回</p> <p>イ 法令（条約、法律、政令、省令及び告示をいう。以下この項において同じ。）及び通達（関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）及び分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）をいう。以下この項において同じ。）の改正以外の理由により、文書によ</p>	<p>検討部門並びに総括関税鑑査官及び総括原産地調査官は、照会を受理してから 30 日以内の極力早期に、当該照会に対する回答を行うよう努めるものとする。</p> <p>ただし、当該期間には、<u>回答するために必要な補足説明を求め、又は資料の追加提出を求めてから回答があるまでの期間</u>を含めないものとする。</p> <p>(注) 30 日を超えて検討を要すると見込まれる場合には、上記イの(イ)のとおり、速やかに照会者に通知するものとする。</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(6) 公開</p> <p>関税率表適用上の所属区分等の適用及び原産地認定の透明性の向上を図っていく観点から、照会貨物の内容及び回答の内容は、回答後原則として公開とし、税関ホームページ等を利用して輸入者等一般の閲覧に供するものとする。ただし、次の要件に該当する場合で、照会者から一定期間内（180 日を超えない期間内）につき公開しないことを求める申出があったものについては、当該申出に係る期間後に公開することとする。ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することに留意する。</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>ニ 照会対象となった貨物が未だに計画段階であり、実際に貨物が輸入される前に他者に知られることにより照会者又はその関係者が不利益を受けるおそれがある場合</p> <p>ホ及びヘ (同左)</p> <p>(7) 変更及び撤回</p> <p>イ 法令（条約、法律、政令、省令及び告示をいう。以下この項において同じ。）及び通達（関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）及び分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）をいう。以下この項において同じ。）の改正以外の理由により、文書によ</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>り行った回答（発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その最初の回答書の発出日）から3年以内のものに限る。）を変更し、又は撤回する場合の手続は、次による。</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 総括関税鑑査官又は総括原産地調査官から指示を受けた検討部門は、変更又は撤回を次により行うものとする。</p> <p>i 法令又は通達の解釈の変更により、以前に文書により行った回答を変更する場合には、照会者に対し、交付済又は送達済の回答書にかわる「事前教示回答書（変更通知書兼用）」(C-1000-1)又は「事前教示回答書（変更通知書兼用）（原産地回答用）」(C-1000-3)（以下この項において「変更通知書」という。）の「分類理由」欄又は「原産地認定理由」欄に変更の理由その他必要事項を記載する。</p> <p>（注）関税率表適用上の所属区分等に関する照会に係る回答書で、当該変更が分類解釈の変更として処理されるものであったときは「分類解釈の変更」と明記するものとする。</p> <p>更に、照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、押印した上、これを原本として照会書の写しとともに交付し、又は送達することによりその旨通知するものとし、交付済又は送達済の回答書を返付させるものとする。</p> <p>ただし、変更により照会者が不利となる場合において、契約書その他これに類する書類により、当該照会者が既に当該回答書に基づき取引を開始し、当該変更により当該照会者が損害をこうむることとなることが証明され、当該回答書を受けたことを寄貿として当該取引を開始したものではないと認められ、かつ、その取引に係る輸入が、本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがないと認められるときに限り、原則として、当該回答書に、「変更前扱い」と朱書するとともに、当該変更年月日、当該取引に係る契約番号、当該契約に基づく輸入予定期間（発生数量を限度とする。）、輸入予定期間（当該変更を行った日から3ヶ月を経過する日までを限度とする。）及び通関予定期間署名等を朱書</p>	<p>り行った回答（発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その最初の回答書の発出日）から3年以内のものに限る。）を変更し、又は撤回する場合の手續は、次による。</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 総括関税鑑査官又は総括原産地調査官から指示を受けた検討部門は、変更又は撤回を次により行うものとする。</p> <p>i 法令又は通達の解釈の変更により、以前に文書により行った回答を変更する場合には、照会者に対し、交付済又は送達済の回答書にかわる「事前教示回答書（変更通知書兼用）」(C-1000-1)又は「事前教示回答書（変更通知書兼用）（原産地回答用）」(C-1000-3)（以下この項において「変更通知書」という。）の「分類理由」欄又は「原産地認定理由」欄に変更の理由その他必要事項を記載する。</p> <p>（注）関税率表適用上の所属区分等に関する照会に係る回答書で、当該変更が分類解釈の変更として処理されるものであったときは「分類解釈の変更」と明記するものとする。</p> <p>さらに照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、押印した上、これを原本として照会書の写しとともに交付し、又は送達することによりその旨通知するものとし、交付済又は送達済の回答書を返付させるものとする。</p> <p>ただし、変更により照会者が不利となる場合において、契約書その他これに類する書類により、当該照会者が既に当該回答書に基づき取引を開始し、当該変更により当該照会者が損害をこうむることとなることが証明され、当該回答書を受けたことを寄貿として当該取引を開始したものではないと認められ、かつ、その取引に係る輸入が、本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがないと認められるときに限り、原則として、当該回答書に、「変更前扱い」と朱書するとともに、当該変更年月日、当該取引に係る契約番号、当該契約に基づく輸入予定期間（発生数量を限度とする。）、輸入予定期間（当該変更を行った日から3ヶ月を経過する日までを限度とする。）及び通關予定期間署名等を朱書</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>し、押印した上、これを再交付し、又は再送達するものとする。また、輸入予定期間経過後は当該回答書は返付させ、これにかわる変更通知書を交付し、又は送達するものとする。</p> <p>ii その他の理由により、以前に文書により行った回答を撤回する場合には、照会者に対し、適宜の様式による文書により撤回の理由及び新たな回答が行われた旨を通知するものとし、交付済又は送達済の回答書を返付させるものとする。この場合にあっては、変更通知書に当該撤回に係る貨物の新たな関税率表適用上の所属区分その他必要事項を記載し、<u>更に</u>、照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、押印した上、これを原本として、交付済又は送達済の回答書の返付の確認後、照会書の写しとともに交付し、又は送達するものとする。</p> <p>なお、上記 i により交付し、又は送達した変更通知書を変更し、又は撤回する場合及び上記 ii により発出した事前教示回答書を変更し、又は撤回する場合の手続きは、上記 i 又は ii によるものとする。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(8) 意見の申出</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 申出書の提出を受けた税關の検討部門は、申出書の受付を行い、総括関税鑑査官及び他關の首席関税鑑査官等又は総括原産地調査官及び他關の<u>首席原産地調査官等へ意見の申出が</u>提出された旨連絡するものとする。また、検討部門において速やかに検討し、当該申出書の写し及び当該申出に係る自關の意見等（以下この項において「申出書の写し等」という。）を添えて、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官に送付するものとする。</p> <p>ハ (省略)</p> <p>ニ 総括関税鑑査官又は総括原産地調査官は、上記ハの協議の結果により、当該貨物の再検討対象項目について変更又は撤回を行うことが相当と判断した場合には、申出書の写しに新たな全国共通の登録番号を付し、申出書を受け付けた検討部門に当該協議の結果を回付すると同</p>	<p>し、押印した上、これを再交付し、又は再送達するものとする。また、輸入予定期間経過後は当該回答書は返付させ、これにかわる変更通知書を交付し、又は送達するものとする。</p> <p>ii その他の理由により、以前に文書により行った回答を撤回する場合には、照会者に対し、適宜の様式による文書により撤回の理由及び新たな回答が行われた旨を通知するものとし、交付済又は送達済の回答書を返付させるものとする。この場合にあっては、変更通知書に当該撤回に係る貨物の新たな関税率表適用上の所属区分その他必要事項を記載し、<u>さらに</u>照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、押印した上、これを原本として、交付済又は送達済の回答書の返付の確認後、照会書の写しとともに交付し、又は送達するものとする。</p> <p>なお、上記 i により交付し、又は送達した変更通知書を変更し、又は撤回する場合及び上記 ii により発出した事前教示回答書を変更し、又は撤回する場合の手続きは、上記 i 又は ii によるものとする。</p> <p>ロ (同左)</p> <p>(8) 意見の申出</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 申出書の提出を受けた税關の検討部門は、申出書の受付を行い、総括関税鑑査官及び他關の首席関税鑑査官等又は総括原産地調査官及び他關の<u>原産地調査官へ意見の申し出が</u>提出された旨連絡するものとする。また、検討部門において速やかに検討し、当該申出書の写し及び当該申出に係る自關の意見等（以下この項において「申出書の写し等」という。）を添えて、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官に送付するものとする。</p> <p>ハ (同左)</p> <p>ニ 総括関税鑑査官又は総括原産地調査官は、上記ハの協議の結果により、当該貨物の再検討対象項目について変更又は撤回を行うことが相当と判断した場合には、申出書の写しに新たな全国共通の登録番号を付し、申出書を受け付けた検討部門に当該協議の結果を回付すると同</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>時に、その他の税関の首席関税鑑査官等又は首席原産地調査官等にも送付するものとする。</p> <p>当該貨物の再検討対象項目の変更及び撤回を行わない場合には、申出書を受け付けた検討部門にのみ当該協議の結果を回付するものとする。</p> <p>ホ 申出書を受け付けた検討部門は、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官から回付された結果をもとに、当該申出書の写しの「回答書」の欄に必要事項を記載し、その写しに押印の上、これを原本として照会者に交付し、又は送達することにより回答するものとする。</p> <p>なお、再検討の結果、回答等における再検討対象項目を変更し、又は撤回する場合には、上記(7)に準じて変更通知書又は回答書を作成し、これを当該原本とともに交付し、又は送達することにより回答するものとする。</p> <p>当該貨物の再検討対象項目の変更及び撤回を行わない旨回答した場合は、他関の首席関税鑑査官等又は首席原産地調査官等へ、その旨連絡するものとする。</p> <p>ヘ 検討部門並びに総括関税鑑査官及び総括原産地調査官は、原則として、申出を受理してから 30 日以内の極力早期に、当該申出に対する回答を行うよう努めるものとし、やむを得ない理由により、30 日を超えて検討を要すると見込まれる場合には、照会者に対し速やかにその旨通知するものとする。</p> <p>ただし、当該期間には、<u>上記(4)のハ</u>ただし書に規定する期間は含めないものとする。</p> <p>(9) 輸入（納税）申告書に添付された回答書等の取扱い 輸入（納税）申告書に添付された回答書及び変更通知書の取扱いは次によるものとする。 イ 輸入（納税）申告書に、上記(5)のロ若しくは上記(7)のイの(ロ)のⅱにより申告者に対して交付若しくは送達された回答書又は上記(7)のイの(ロ)のⅰ（上記(8)のホにおいて準用する場合を含む。）により</p>	<p>時に、その他の税関の首席関税鑑査官等又は原産地調査官にも送付するものとする。</p> <p>当該貨物の再検討対象項目の変更及び撤回を行わない場合には、申出書を受け付けた検討部門にのみ当該協議の結果を回付するものとする。</p> <p>ホ 申出書を受け付けた検討部門は、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官から回付された結果をもとに、当該申出書の写しの「回答書」の欄に必要事項を記載し、その写しに押印の上、これを原本として照会者に交付し、又は送達することにより回答するものとする。</p> <p>なお、再検討の結果、回答等における再検討対象項目を変更し、又は撤回する場合には、上記(7)に準じて変更通知書又は回答書を作成し、これを当該原本とともに交付し、又は送達することにより回答するものとする。</p> <p>当該貨物の再検討対象項目の変更及び撤回を行わない旨回答した場合は、他関の首席関税鑑査官等又は原産地調査官へ、その旨連絡するものとする。</p> <p>ヘ 検討部門並びに総括関税鑑査官及び総括原産地調査官は、原則として、申出を受理してから 30 日以内の極力早期に、当該申出に対する回答を行うよう努めるものとし、やむを得ない理由により、30 日を超えて検討を要すると見込まれる場合には、照会者に対し速やかにその旨通知するものとする。</p> <p>ただし、当該期間には、<u>次の</u>期間は含めないものとする。</p> <p>(イ) <u>回答するために必要な補足説明を求め、又は資料の追加提出を求めてから回答があるまでの期間</u> (ロ) <u>照会者の意見について専門用語の確認等、守秘義務に抵触しない範囲において技術的事項を第三者に照会し、回答があるまでの期間</u></p> <p>(9) 輸入（納税）申告書に添付された回答書等の取扱い 輸入（納税）申告書に添付された回答書及び変更通知書の取扱いは次によるものとする。 イ 輸入（納税）申告書に、上記(5)のロ若しくは上記(7)のイの(ロ)のⅱにより申告者に対して交付若しくは送達された回答書又は上記(7)のイの(ロ)のⅰ（上記(8)のホにおいて準用する場合を含む。）により</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>申告者に対して交付若しくは送達された変更通知書（以下この項において「回答書等」という。）が添付されている場合には、当該申告書の審査上、当該回答書等（下記ロに該当するものを除く。）に記載された関税率表適用上の所属区分、関税率及び統計品目番号並びに原産地を尊重するものとし、この場合においては、必要に応じ、当該回答書等の通知以後に、上記(7)のイ（上記(8)のホにおいて準用する場合を含む。）による変更又は撤回の通知が行われていないことについて確認するものとする。また、事前教示の対象となった貨物と輸入申告されている貨物が同一であるかについても、必要に応じ、登録番号の記載された照会書の写しの提出を求める等により確認するものとする。</p> <p>なお、当該回答書等の内容に疑義がある場合には、当該回答書等の交付又は送達を行った検討部門と協議するものとする。当該回答書等の交付又は送達を行った検討部門が他関である場合には、当該協議は自関の首席関税鑑査官等又は<u>首席原産地調査官等</u>を通じて行うものとする。</p> <p>ロ 次のいずれかに該当する回答書等に記載された関税率表適用上の所属区分、関税率及び統計品目番号並びに原産地は、その該当する限度において、輸入（納税）申告書の審査上、尊重しないものとし、当該回答書等は、当該申告書の審査を終了した後、返付させるものとする。</p> <p>(イ) （省略）</p> <p>(ロ) 輸入貨物の貨物説明と合致しない貨物説明（上記(4)のイの(ロ)に規定する補足説明及び上記(4)のイの(ハ)の(注1)により明示された条件を含む。）に基づく回答書等（この場合における貨物説明とは、輸入貨物の適正な関税率表適用上の所属区分、関税率及び統計品目番号又は原産地を決定するための前提となる事項をいう。）</p> <p>(ハ)及び(ニ) （省略）</p> <p>(ホ) 上記(イ)から(ニ)までのいずれにも該当しない回答書等で、次に掲げるもの</p> <p>　　i 上記(7)のイ（上記(8)のホにおいて準用する場合を含む。）に</p>	<p>申告者に対して交付若しくは送達された変更通知書（以下この項において「回答書等」という。）が添付されている場合には、当該申告書の審査上、当該回答書等（下記ロに該当するものを除く。）に記載された関税率表適用上の所属区分、関税率及び統計品目番号並びに原産地を尊重するものとし、この場合においては、必要に応じ、当該回答書等の通知以後に、上記(7)のイ（上記(8)のホにおいて準用する場合を含む。）による変更又は撤回の通知が行われていないことについて確認するものとする。また、事前教示の対象となった貨物と輸入申告されている貨物が同一であるかについても、必要に応じ、登録番号の記載された照会書の写しの提出を求める等により確認するものとする。</p> <p>なお、当該回答書等の内容に疑義がある場合には、当該回答書等の交付又は送達を行った検討部門と協議するものとする。当該回答書等の交付又は送達を行った検討部門が他関である場合には、当該協議は自関の首席関税鑑査官等又は<u>原産地調査官</u>を通じて行うものとする。</p> <p>ロ 次のいずれかに該当する回答書等に記載された関税率表適用上の所属区分、関税率及び統計品目番号並びに原産地は、その該当する限度において、輸入（納税）申告書の審査上、尊重しないものとし、当該回答書等は、当該申告書の審査を終了した後、返付させるものとする。</p> <p>(イ) （同左）</p> <p>(ロ) 輸入貨物の<u>適正な関税率表適用上の所属区分等又は原産地を決定するため前提となる</u>貨物説明と合致しない貨物説明に基づく回答書等（なお、この場合における貨物説明（後者）とは、回答書等に記載された照会貨物に係る事項（上記(4)のイの(ロ)に規定する補足説明及び上記(4)のイの(ハ)の(注1)により明示された条件を含む。）であって、関税率等の決定上関連するものをいう。）</p> <p>(ハ)及び(ニ) （同左）</p> <p>(ホ) 上記(イ)から(ニ)までのいずれにも該当しない回答書等で、次に掲げるもの</p> <p>　　i 上記(7)のイ（上記(8)のホにおいて準用する場合を含む。）に</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>よる変更又は撤回の通知が行われた回答書等 ただし、上記(7)のイの(ロ)の i ただし書（上記(8)のホにおいて準用する場合を含む。）による「変更前扱い」等の朱書及び押印のある回答書等については、申告者が当該回答書等の再交付又は再送達を受けたことを奇貨として輸入申告を行ったものではないと認められるときは、当該回答書等に記載されている上記(7)のイの(ロ)の i ただし書により認められた輸入予定期間以内に輸入申告されたものについて、当該回答書等に朱書されている輸入予定期間以内のものに限り、輸入（納税）申告書の審査上、当該回答書等（写しを除く。）に記載された関税率表適用上の所属区分、関税率及び統計品目番号並びに原産地を尊重するものとし、この場合にあっては、審査終了の際、当該回答書等に申告年月日、申告番号、申告数量を朱書し、審査印を押なつした上、これを返還するものとする。</p> <p>なお、当該申告以降において輸入申告が予定されていない場合又は上記(7)のイの(ロ)の i ただし書により認められた輸入予定期間を経過し若しくは輸入予定期間の残量が<u>なくなった</u>場合には当該回答書等は返付させるものとする。</p> <p>ii 変更し、又は撤回すべき回答書等（ただし、上記(7)のイの(ロ)の i ただし書に準じて申告者に再交付し、又は再送達すべき回答書等（写しを除く。）については、上記 i のただし書に準じて取り扱うものとする。）</p>	<p>よる変更又は撤回の通知が行われた回答書等 ただし、上記(7)のイの(ロ)の i ただし書（上記(8)のホにおいて準用する場合を含む。）による「変更前扱い」等の朱書及び押印のある回答書等については、申告者が当該回答書等の再交付又は再送達を受けたことを奇貨として輸入申告を行ったものではないと認められるときは、当該回答書等に記載されている上記(7)のイの(ロ)の i ただし書により認められた輸入予定期間以内に輸入申告されたものについて、当該回答書等に朱書されている輸入予定期間以内のものに限り、輸入（納税）申告書の審査上、当該回答書等（写しを除く。）に記載された関税率表適用上の所属区分、関税率及び統計品目番号並びに原産地を尊重するものとし、この場合にあっては、審査終了の際、当該回答書等に申告年月日、申告番号、申告数量を朱書し、審査印を押なつした上、これを返還するものとする。</p> <p>なお、当該申告以降において輸入申告が予定されていない場合又は上記(7)のイの(ロ)の i ただし書により認められた輸入予定期間を経過し若しくは輸入予定期間の残量が<u>無くなつた</u>場合には当該回答書等は返付させるものとする。</p> <p>ii 変更し、又は撤回すべき回答書等（ただし、上記(7)のイの(ロ)の i ただし書に準じて申告者に再交付し、又は再送達すべき回答書等（写しを除く。）については、上記 i のただし書に準じて取り扱うものとする。）</p>
<p>(10) その他</p> <p>イ 各税關の首席関税鑑査官等又は首席原産地調査官等は、取り扱った事前教示に関する照会が、上記(2)に該当しない照会であったときは、本省、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官及び他關の首席関税鑑査官等又は首席原産地調査官等に文書その他適宜の方法により通報するものとする。</p> <p>ロ (省略)</p>	<p>(10) その他</p> <p>イ 各税關の首席関税鑑査官等又は原産地調査官は、取り扱った事前教示に関する照会が、上記(2)に該当しない照会であったときは、本省、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官及び他關の首席関税鑑査官等又は原産地調査官に文書その他適宜の方法により通報するものとする。</p> <p>ロ (同左)</p>
<p>（関税率表適用上の所属区分等又は原産地に係る事前照会に対する口頭回答の手続等）</p>	<p>（事前照会に対する口頭回答の手続等）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>7-19-1 口頭による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 対象となる照会の範囲 照会者が口頭により回答を希望する関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会で、次の要件の<u>全て</u>を満たす照会を、下記(3)及び(4)の手続の対象とするものとする。</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>(3) 照会に対する口頭による回答 イ 関税率表適用上の所属区分等又は原産地について口頭による回答を求められた場合には、次の事項について聴取するものとする。また、当該聴取した事項その他の事項から判断して、当該貨物の関税率表適用上の所属区分等又は原産地について慎重に検討する必要があると認められる場合には、必要に応じて自関の首席関税鑑査官等又は<u>首席原産地調査官等</u>を通じ、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官と協議するものとする。</p> <p>(イ)～(ニ) (省略)</p> <p>(注1)及び(注2) (省略)</p> <p>ロ～ホ (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(関税率表適用上の所属区分等又は原産地に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手続等)</p> <p>7-19-2 インターネットによる関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 対象となる照会の範囲 関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会で、前記7-19-1の(2)のイからハまでの要件の<u>全て</u>を満たす照会を、下記(3)から(5)までの手続の対象とするものとする。</p> <p>(3) 受付</p>	<p>7-19-1 口頭による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 対象となる照会の範囲 照会者が口頭により回答を希望する関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会で、次の要件の<u>すべて</u>を満たす照会を、下記(3)及び(4)の手続の対象とするものとする。</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>(3) 照会に対する口頭による回答 イ 関税率表適用上の所属区分等又は原産地について口頭による回答を求められた場合には、次の事項について聴取するものとする。また、当該聴取した事項その他の事項から判断して、当該貨物の関税率表適用上の所属区分等又は原産地について慎重に検討する必要があると認められる場合には、必要に応じて自関の首席関税鑑査官等又は<u>原産地調査官</u>を通じ、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官と協議するものとする。</p> <p>(イ)～(ニ) (同左)</p> <p>(注1)及び(注2) (同左)</p> <p>ロ～ホ (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(インターネットによる事前照会に対する回答の手続等)</p> <p>7-19-2 インターネットによる関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 対象となる照会の範囲 関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会で、前記7-19-1の(2)のイからハまでの要件の<u>すべて</u>を満たす照会を、下記(3)から(5)までの手続の対象とするものとする。</p> <p>(3) 受付</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>イ 照会の受付窓口</p> <p>照会は、当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地が判明している場合には、原則として当該輸入予定地を管轄する税關の首席關稅鑑査官等又は<u>首席原產地調查官等</u>において受け付け、それ以外の場合には、当該照会者の所在地を管轄する税關の首席關稅鑑査官等又は<u>首席原產地調查官等</u>において受け付けるものとする。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) 文書による照会に準じた取扱いへの切替え等</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 上記イの照会のうち、具体的な貨物に係る照会であり、見本の提出を要することなく、一の関税率表適用上の所属区分及び一の統計品目番号又は一の原産地について、文書で回答することが可能であると認められる場合に限り、切替えを行うことができる。</p> <p>なお、首席關稅鑑査官等又は<u>首席原產地調查官等</u>は、切替えを行う対象に該当するかどうかについて、必要に応じて総括關稅鑑査官又は総括原產地調查官と協議するものとし、切替えの適切な運営の確保に努めるものとする。受付税關は、切替えの可否について可及的速やかに決定し、照会者に連絡することとする。</p> <p>ハ及びニ (省略)</p> <p>(関税率表及び原产地の統一的適用)</p> <p>7-22 関税率表及び原产地の統一的適用に関する取扱いは、次による。</p> <p>(1) 輸入申告に係る関税率表及び原产地の統一的適用</p> <p>イ 所属区分及び原产地の審査上参考となる事項の確認</p> <p>(イ) 輸入申告の際、当該申告に係る貨物の関税率表適用上の所属区分及び原产地（以下この項において「所属区分等」という。）の審査上参考となる事項（当該貨物の申告税關又は申告税關以外の税關において適用された所属区分等、事前教示実績に係る所属区分等、外国における<u>取扱事例</u>その他の参考事項をいう。以下この項において同じ。）がある場合には、申告者に当該事項を輸入（納税）申告書の税關記入欄に記載せるものとする。</p>	<p>イ 照会の受付窓口</p> <p>照会は、当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地が判明している場合には、原則として当該輸入予定地を管轄する税關の首席關稅鑑査官等又は<u>原產地調查官</u>において受け付け、それ以外の場合には、当該照会者の所在地を管轄する税關の首席關稅鑑査官等又は<u>原產地調查官</u>において受け付けるものとする。</p> <p>ロ (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) 文書による照会に準じた取扱いへの切替え等</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 上記イの照会のうち、具体的な貨物に係る照会であり、見本の提出を要することなく、一の関税率表適用上の所属区分及び一の統計品目番号又は一の原产地について、文書で回答することが可能であると認められる場合に限り、切替えを行うことができる。</p> <p>なお、首席關稅鑑査官等又は<u>原產地調查官</u>は、切替えを行う対象に該当するかどうかについて、必要に応じて総括關稅鑑査官又は総括原產地調查官と協議するものとし、切替えの適切な運営の確保に努めるものとする。受付税關は、切替えの可否について可及的速やかに決定し、照会者に連絡することとする。</p> <p>ハ及びニ (同左)</p> <p>(関税率表及び原产地の統一的適用)</p> <p>7-22 関税率表及び原产地の統一的適用に関する取扱いは、次による。</p> <p>(1) 輸入申告に係る関税率表及び原产地の統一的適用</p> <p>イ 所属区分及び原产地の審査上参考となる事項の確認</p> <p>(イ) 輸入申告の際、当該申告に係る貨物の関税率表適用上の所属区分及び原产地（以下この項において「所属区分等」という。）の審査上参考となる事項（当該貨物の申告税關又は申告税關以外の税關において適用された所属区分等、事前教示実績に係る所属区分等、外国における<u>取扱い例</u>その他の参考事項をいう。以下この項において同じ。）がある場合には、申告者に当該事項を輸入（納税）申告書の税關記入欄に記載せるものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(ロ)及び(ハ) (省略)</p> <p>(ニ) 税関は、<u>通関業者</u>に対し、輸入者から貨物（上記(ハ)に掲げるものを除く。）の通関に係る依頼を受ける場合には、極力、当該貨物の所属区分等の審査上参考となる事項の聴取に努めるよう<u>指導するものとする。</u></p> <p>ロ 関係部門の協議及び通関処理</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 上記(イ)の報告がなされた貨物が次のいずれかに該当する場合には、統括審査官は、関税率表の解釈及び適用に係るものについては、自關の首席關稅鑑査官等と、原產地認定の解釈及び適用に係るものについては、自關の<u>首席原產地調查官</u>等とそれぞれ協議の上、処理するものとする。</p> <p>i ~ v (省略)</p> <p>(ハ) 上記(ロ)の協議を受けた首席關稅鑑査官等又は<u>首席原產地調查官</u>等は、必要に応じ、関係する自關他部門の統括審査官又は他關の首席關稅鑑査官等又は首席原產地調查官等に協議するものとする。</p> <p>(ニ) 上記(イ)に該当する輸入申告については、貨物の引取要件を満たしている限り、原則として、関税率表適用上の所属区分に係る検討をする申告は輸入許可前引取り又は事後審査扱いにより処理し、原產地に係る検討をする申告は輸入許可前引取りにより処理するものとする。なお、輸入許可前引取り又は事後審査の適切な管理に留意するものとする。</p> <p>(ホ) 所属区分等について検討を行うに当たっては、原則として、申告者の意見を聴取しておくものとし、当該検討により決定される所属区分等が申告者の意見と相違するものである場合には、原則として、申告者にその根拠を可能限り具体的に説明するものとする。</p> <p>(2) 総括關稅鑑査官及び総括原產地調查官との協議等</p> <p>イ 総括關稅鑑査官及び総括原產地調查官との協議</p> <p>輸入申告に係る貨物の所属区分等を審査し、又は決定するために必要な事務は、上記(1)に定めるとおり、当該輸入申告を受理した税関が行うものとする。ただし、当該貨物が次のいずれかの貨物に該当する場合には、関税率表の統一的な解釈及び適用に関するものについて</p>	<p>(ロ)及び(ハ) (同左)</p> <p>(ニ) <u>通關業者</u>が輸入者から貨物（上記(ハ)に掲げるものを除く。）の通關に係る依頼を受ける場合には、極力、当該貨物の所属区分等の審査上参考となる事項の聴取に努めるよう<u>指導する。</u></p> <p>ロ 関係部門の協議及び通關処理</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 上記(イ)の報告がなされた貨物が次のいずれかに該当する場合には、統括審査官は、関税率表の解釈及び適用に係るものについては、自關の首席關稅鑑査官等と、原產地認定の解釈及び適用に係るものについては、自關の<u>原產地調查官</u>とそれぞれ協議の上、処理するものとする。</p> <p>i ~ v (同左)</p> <p>(ハ) 上記(ロ)の協議を受けた首席關稅鑑査官等又は<u>原產地調查官</u>は、必要に応じ、関係する自關他部門の統括審査官又は他關の首席關稅鑑査官等又は<u>原產地調查官</u>に協議するものとする。</p> <p>(ニ) 上記(イ)に該当する輸入申告については、貨物の引取要件を満たしている限り、原則として、関税率表適用上の所属区分に係る検討をする申告は輸入許可前引取又は事後審査扱いにより処理し、原產地に係る検討をする申告は輸入許可前引取により処理するものとする。なお、輸入許可前引取又は事後審査の適切な管理に留意するものとする。</p> <p>(ホ) 所属区分等について検討を行うに当たっては、原則として、申告者の意見を聴取しておくものとし、当該検討により決定される所属区分等が申告者の意見と相違するものである場合には、原則として、申告者にその根拠をできる限り具体的に説明するものとする。</p> <p>(2) 総括關稅鑑査官及び総括原產地調查官との協議等</p> <p>イ 総括關稅鑑査官及び総括原產地調查官との協議</p> <p>輸入申告に係る貨物の所属区分等を審査し、又は決定するために必要な事務は、上記(1)に定めるとおり、当該輸入申告を受理した税關が行うものとする。ただし、当該貨物が次のいずれかの貨物に該当する場合には、関税率表の統一的な解釈及び適用に関するものについて</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>は、総括関税鑑査官と、原産地認定の統一的な解釈及び適用に関するものについては、総括原産地調査官とそれぞれ協議を行うものとする。</p> <p>(イ)～(ホ) (省略)</p> <p>□ 協議要領 上記の協議に係る事務は、次の要領により行うものとする。</p> <p>(イ) 当該協議は、首席関税鑑査官等又は首席原産地調査官等を通じて行うものとし、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官は、当該協議を受けたときは、必要に応じ、その他の税關における取扱い等につき、把握した上、速やかに処理するものとする。</p> <p>(ロ)及び(ハ) (省略)</p> <p>△ 所属区分等の決定等 <u>上記イただし書に規定する協議を行った場合には、当該協議の結果を当該貨物の所属区分等の決定とするものとする。なお、総括関税鑑査官は、当該協議案件が分類解釈の変更として処理されるものであったときは、協議結果をシステムに入力する際、当該品目分類協議案件記録票（回答書）の「指示事項」欄に「分類解釈の変更」と明記するものとする。</u></p> <p>△ 本省への報告 当該協議の際、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官は、必要に応じ、当該協議内容を本省に報告するものとする。</p> <p>△ 総括関税鑑査官又は総括原産地調査官による情報の提供等</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 税關は、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官における上記(イ)の機能を円滑にするため、下記(3)のイの(イ)及び(ロ)に定める通報のほか、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官に対し、輸入実績その他参考となる情報を適宜の方法により提供するものとする。</p>	<p>は、総括関税鑑査官と、原産地認定の統一的な解釈及び適用に関するものについては、総括原産地調査官とそれぞれ協議を行い、その協議の結果を当該貨物の所属区分等の決定とするものとする。<u>総括関税鑑査官は、協議結果をシステムに入力する際、当該協議案件が「分類解釈の変更」として処理されるものであったときは、当該品目分類協議案件記録票（回答書）の「指示事項」欄に「分類解釈の変更」と明記するものとする。</u></p> <p>(イ)～(ホ) (同左)</p> <p>□ 協議要領 上記の協議に係る事務は、次の要領により行うものとする。</p> <p>(イ) 当該協議は、首席関税鑑査官等又は原産地調査官を通じて行うものとし、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官は、当該協議を受けたときは、必要に応じ、その他の税關における取扱い等につき、把握した上、速やかに処理するものとする。</p> <p>(ロ)及び(ハ) (同左)</p> <p>△ 本省への報告 当該協議の際、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官は、必要に応じ、当該協議内容を本省に報告するものとする。</p> <p>△ 総括関税鑑査官又は総括原産地調査官による情報の提供等</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 税關は、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官における上記(イ)の機能を円滑に<u>推進させる</u>ため、下記(3)のイの(イ)及び(ロ)に定める通報のほか、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官に対し、輸入実績その他参考となる情報を適宜の方法により提供するものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(八) (省略)</p> <p>△ 総括関税鑑査官又は総括原産地調査官は、関税率表又は原産地認定のなお一層の統一的な解釈及び適用を図るため、分類事例集その他の参考資料を作成し、本省及び他間に配布するものとする。(システムに登録されている情報を除く。)</p> <p>(3) 通関実績等の通報等</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 不統一の防止</p> <p>(イ) 税関は、所属区分等について不統一を生じ<u>やすい</u>品目の中から、調査対象品目を選定し、所属区分等の不統一の有無について適宜調査を実施し、その結果、所属区分等について慎重に検討する必要があると認められる場合には、上記(1)のロに準じて処理するものとする。</p> <p>(ロ) 税関は、事後調査の機会に、必要に応じ、輸入された貨物の所属区分等の不統一の有無についても調査を実施し、その結果、所属区分等について慎重に検討する必要があると認められる場合には、上記(1)のロに準じて処理するものとする。各税関の首席関税鑑査官等及び<u>首席原産地調査官等</u>は、事後調査部門との密接な連携に努めるものとする。</p> <p>ハ (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(修正申告の方法)</p> <p>7の14-2 法第7条の14第1項に規定する修正申告は、次により行わせる。</p> <p>(1) 修正申告は、令第4条の16第1項本文《修正申告書》に規定する「関税修正申告書」(C-1020)1通に同項後段《修正申告書の添付書類》に規定する書類を添付して行わせ、法第7条の14第2項《補正による修正申告》に規定する補正による修正申告は、その申告に係る貨物の関税の納付(納期限の延長に係るものにあつては、担保枠の確認。以下、本項並びに後記<u>7の15-1</u>及び<u>7の16-2</u>において同じ。)前に限り認めるものとし、その方法は、令第4条の16第2項《補正による修</p>	<p>(八) (同左)</p> <p>△ 総括関税鑑査官又は総括原産地調査官は、関税率表又は原産地認定のなお一層の統一的な解釈及び適用を図るため、分類事例集その他の参考資料を作成し、本省及び他間に配布するものとする。(システムに登録されている情報を除く。)</p> <p>(3) 通関実績等の通報等</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 不統一の防止</p> <p>(イ) 税関は、所属区分等について不統一を生じ<u>易い</u>品目の中から、調査対象品目を選定し、所属区分等の不統一の有無について適宜調査を実施し、その結果、所属区分等について慎重に検討する必要があると認められる場合には、上記(1)のロに準じて処理するものとする。</p> <p>(ロ) 税関は、事後調査の機会に、必要に応じ、輸入された貨物の所属区分等の不統一の有無についても調査を実施し、その結果、所属区分等について慎重に検討する必要があると認められる場合には、上記(1)のロに準じて処理するものとする。<u>なお、このため各税関の首席関税鑑査官等及び原産地調査官は、事後調査部門との密接な連携に努めるものとする。</u></p> <p>ハ (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(修正申告の方法)</p> <p>7の14-2 法第7条の14第1項に規定する修正申告は、次により行わせる。</p> <p>(1) 修正申告は、令第4条の16第1項本文《修正申告書》に規定する「関税修正申告書」(C-1020)1通に同項後段《修正申告書の添付書類》に規定する書類を添付して行わせ、法第7条の14第2項《補正による修正申告》に規定する補正による修正申告は、その申告に係る貨物の関税の納付(納期限の延長に係るものにあつては、担保枠の確認。以下、本項並びに後記<u>7の3-1</u>及び<u>7の4-2</u>において同じ。)前に限り認めるものとし、その方法は、令第4条の16第2項《補正による修</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>正申告の手続》に規定するところによる。 (2)及び(3) (省略)</p> <p>第4節 関税の納付及び徴収</p> <p>(修正申告書の提出が更正があるべきことを予知してされたものと認められる場合の取扱い)</p> <p>12の2－2 法第12条の2第1項及び第4項の規定を適用する場合において、その輸入者に対する実地調査、その輸入者の取引先に対する反面調査又はその輸入者の輸入（納税）申告書（特例申告貨物にあっては特例申告書）の内容を検討し、<u>若しくはその輸入者に対する原産品であることの確認のための資料の提供を求めた上での非違事項の指摘等</u>により、当該輸入者が具体的な調査があったことを了知した後に修正申告書が提出されたと認められる場合、当該修正申告書の提出は、原則として、「更正があるべきことを予知してされたもの」に該当する。</p>	<p>正申告の手續》に規定するところによる。 (2)及び(3) (同左)</p> <p>第4節 関税の納付及び徴収</p> <p>(修正申告書の提出が更正があるべきことを予知してされたものと認められる場合の取扱い)</p> <p>12の2－2 法第12条の2第1項及び第4項の規定を適用する場合において、その輸入者に対する実地調査、その輸入者の取引先に対する反面調査又はその輸入者の輸入（納税）申告書（特例申告貨物にあっては特例申告書）の内容を検討した上で<u>の非違事項の指摘等</u>により、当該輸入者が具体的な調査があつたことを了知した後に修正申告書が提出されたと認められる場合、当該修正申告書の提出は、原則として、「更正があるべきことを予知してされたもの」に該当する。</p>
<p>第6章 通関</p> <p>第3節 一般輸入通關</p> <p>（輸入検査の種類）</p> <p>67－3－8 法第67条の規定による輸入貨物の検査は、現場検査、本船検査、ふ中検査、検査場検査及び委任検査の5種類とし、それぞれの取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 検査場検査は、上記②から④までに掲げる貨物以外の貨物について、それを税関検査場に搬入させて行うものとする。ただし、見本確認の方法による場合には、税関検査場以外の税関庁舎に搬入させて検査を行つても差し支えない。</p> <p>(6) (省略)</p>	<p>第6章 通關</p> <p>第3節 一般輸入通關</p> <p>（輸入検査の種類）</p> <p>67－3－8 法第67条の規定による輸入貨物の検査は、現場検査、本船検査、ふ中検査、検査場検査及び委任検査の5種類とし、それぞれの取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) 検査場検査は、上記①から③までに掲げる貨物以外の貨物について、それを税関検査場に搬入させて行うものとする。ただし、見本確認の方法による場合には、税関検査場以外の税関庁舎に搬入させて検査を行つても差し支えない。</p> <p>(6) (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																		
<p>第 5 節 経済連携協定に係る輸入通関</p> <p>(原産地証明書の必要的要件及び様式)</p> <p>68-5-11</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 令第 36 条の 3 第 3 項（令第 50 条の 2 の規定において準用する場合を含む。）、第 51 条の 12 第 3 項又は第 61 条第 1 項第 2 号イ(1)の規定により、税関に提出された原産地証明書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、前記 68-5-2 に定める規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、EPA 税率を適用することはできないことに留意する。</p> <p>イ (省略)</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 原産地証明書を申請した輸出者又は生産者以外の者であって第三国に所在する者が本邦の輸入者に対し仕入書を発行する場合には、次表の第 1 欄に示す原産地証明書に対応した同第 2 欄に示す関係欄に、仕入書が第三国で発行される旨（アセアン包括協定原産地証明書においては第 10 欄に、インド協定原産地証明書においては第 7 欄に、当該第三国で発行された仕入書の番号及び日付が記入されている場合は記載を要しない。）及び当該仕入書を発行する者の正式名称及び住所の記載を要するものとし、また、第 3 欄に掲げる留意事項の記載等を要する場合には、当該記載がされていること。</p>	<p>第 5 節 経済連携協定に係る輸入通關</p> <p>(原産地証明書の必要的要件及び様式)</p> <p>68-5-11</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 令第 36 条の 3 第 3 項（令第 50 条の 2 の規定において準用する場合を含む。）、第 51 条の 12 第 3 項又は第 61 条第 1 項第 2 号イ(1)の規定により、税関に提出された原産地証明書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、前記 68-5-2 に定める規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、EPA 税率を適用することはできないことに留意する。</p> <p>イ (同左)</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 原産地証明書を申請した輸出者又は生産者以外の者であって第三国に所在する者が本邦の輸入者に対し仕入書を発行する場合には、次表の第 1 欄に示す原産地証明書に対応した同第 2 欄に示す関係欄に、仕入書が第三国で発行される旨（アセアン包括協定原産地証明書においては第 10 欄に、インド協定原産地証明書においては第 7 欄に、当該第三国で発行された仕入書の番号及び日付が記入されている場合は記載を要しない。）及び当該仕入書を発行する者の正式名称及び住所の記載を要するものとし、また、第 3 欄に掲げる留意事項の記載等を要する場合には、当該記載がされていること。</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>原産地証明書</th> <th>記載欄</th> <th>留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>オーストラリア協定原産地証明書</td> <td>「13. Other Specifications:」又は最下欄</td> <td>左記欄中の「□ Subject of non-party invoice」又は「□ NON PARTY INVOICE」にチェックが付されていること</td> </tr> </tbody> </table>	原産地証明書	記載欄	留意事項	(省略)			オーストラリア協定原産地証明書	「13. Other Specifications:」又は最下欄	左記欄中の「□ Subject of non-party invoice」又は「□ NON PARTY INVOICE」にチェックが付されていること	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原産地証明書</th> <th>記載欄</th> <th>留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(同左)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>オーストラリア原産地証明書</td> <td>「13. Other Specifications:」又は最下欄</td> <td>左記欄中の「□ Subject of non-party invoice」又は「□ NON PARTY INVOICE」にチェックが付されていること</td> </tr> </tbody> </table>	原産地証明書	記載欄	留意事項	(同左)			オーストラリア原産地証明書	「13. Other Specifications:」又は最下欄	左記欄中の「□ Subject of non-party invoice」又は「□ NON PARTY INVOICE」にチェックが付されていること
原産地証明書	記載欄	留意事項																	
(省略)																			
オーストラリア協定原産地証明書	「13. Other Specifications:」又は最下欄	左記欄中の「□ Subject of non-party invoice」又は「□ NON PARTY INVOICE」にチェックが付されていること																	
原産地証明書	記載欄	留意事項																	
(同左)																			
オーストラリア原産地証明書	「13. Other Specifications:」又は最下欄	左記欄中の「□ Subject of non-party invoice」又は「□ NON PARTY INVOICE」にチェックが付されていること																	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
					と
(省略)			(同左)		
(八) (省略) ロ及びハ (省略)			(八) (同左) ロ及びハ (同左)		
三 原産地証明書は、単一の船積みに係る產品についてのみ有効なものとする。なお、この場合、当該原産地証明書に 2 以上の仕入書の番号及び日付が記載されていても無効な扱いとはしないので留意する。			二 原産地証明書は、単一の船積みに係る產品についてのみ有効なものとする。なお、この場合、当該原産地証明書に 2 以上の仕入書の番号及び日付が記載されていても無効な扱いとはしないので留意する。		
ホ及びヘ (省略)			ホ及びヘ (同左)		
ト 原産地証明書が、貨物が本邦以外の締約国（スイス協定においては輸出締約国の関税地域）から送り出された後（インドネシア協定、 ASEAN 包括協定（ASEAN 包括協定については最初の原産地証明書又は連続する原産地証明書が発給された場合）、ベトナム協定及びインド協定にあっては船積日から 4 日目以降（例えば、船積日が 7 月 1 日であれば、7 月 4 日以降）、フィリピン協定にあっては船積日から 3 日目以降）において発給された場合には、次の表の第 1 欄に掲げる原産地証明書に第 2 欄の記載事項が記載され、また、第 3 欄に掲げる留意事項の記載等が必要な場合には、当該記載等がなされ、送り出された後に発給されたことが明らかに表示されていること。		ト 原産地証明書が、貨物が本邦以外の締約国（スイス協定においては輸出締約国の関税地域）から送り出された後（インドネシア協定、 ASEAN 包括協定（ASEAN 包括協定については最初の原産地証明書又は連続する原産地証明書が発給された場合）、ベトナム協定及びインド協定にあっては船積日から 4 日目以降（例えば、船積日が 7 月 1 日であれば、7 月 4 日以降）、フィリピン協定にあっては船積日から 3 日目以降）において発給された場合には、次の表の第 1 欄に掲げる原産地証明書に第 2 欄の記載事項が記載され、また、第 3 欄に掲げる留意事項の記載等が必要な場合には、当該記載等がなされ、送り出された後に発給されたことが明らかに表示されていること。			
原産地証明書 (省略)	記載事項	留意事項	原産地証明書 (同左)	記載事項	留意事項
モンゴル協定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY” <u>又は</u> 船積みの日	—	モンゴル協定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY” <u>及び</u> 船積みの日	—
チ (省略) (3) (省略)			チ (同左) (3) (同左)		
(不備のある原産地証明書の取扱い)			(不備のある原産地証明書の取扱い)		
68-5-12 原産地証明書の記載事項について、前記 68-5-11 の要件を満たすことが必要であり、不備がある場合は、原則として、EPA 税率を			68-5-12 原産地証明書の記載事項について、前記 68-5-11 の要件を満たすことが必要であり、不備がある場合は、原則として、EPA 税率を		

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>適用することはできない。ただし、不備がある場合であっても、取るに足りない事項の相違や脱落、語句不足、印字の誤り又は指定された記載欄からのはみ出しのような誤りであり、原産地証明書の真正性及び記載内容の正確性に影響を及ぼさないと判断できるもの（以下この項において「軽微な誤り」という。）である場合には、EPA税率を適用して差し支えないこととする。この場合において、必要に応じて、輸入者に対して、次回以降、不備のない原産地証明書を提出するよう指導する。原産地証明書の記載事項における不備に関して、当該不備が軽微な誤りであるかについては、以下によることとするが、詳細については、事務連絡する。</p> <p>イ及びロ（省略）</p> <p>ハ 原産地証明書の申告貨物との同一性に関する項目（輸出者名、輸入者名、仕入書番号等）の不備については、取引関係書類にて輸入貨物と同一性が確認できる場合や、あるいは、輸入者が原産地証明書以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、原則として軽微な誤りとして、その原産地証明書は有効として取り扱う。ただし、複数の事項に不備がある場合は、原産地証明書の正確性に影響する場合もあることから、<u>首席原産地調査官（首席原産地調査官を置かない税關にあっては原産地調査官。以下この項及び 68-5-12 の 3において「首席原産地調査官等」という。）</u>と協議の上、処理するものとする。</p> <p>ニ及びホ（省略）</p> <p>（不備のある原産品申告書の取扱い）</p> <p>68-5-12 の 3 原産品申告書の記載事項について、前記 68-5-11 の 3 の要件を満たすことが必要であり、不備がある場合は、原則として、EPA税率を適用することはできない。ただし、不備がある場合であっても、取るに足りない事項の相違や脱落、語句不足、印字の誤り又は指定された記載欄からのはみ出しのような誤りであり、原産品申告書の真正性及び記載内容の正確性に影響を及ぼさないと判断できるもの（以下この項において「軽微な誤り」という。）である場合には、EPA税率を適用して差し支えないこととする。この場合において必要に応じて、輸入者に対して、次回以降、不備のない原産品申告書を提出するよう指導する。原産品申告</p>	<p>適用することはできない。ただし、不備がある場合であっても、取るに足りない事項の相違や脱落、語句不足、印字の誤り又は指定された記載欄からのはみ出しのような誤りであり、原産地証明書の真正性及び記載内容の正確性に影響を及ぼさないと判断できるもの（以下この項において「軽微な誤り」という。）である場合には、EPA税率を適用して差し支えないこととする。この場合において、必要に応じて、輸入者に対して、次回以降、不備のない原産地証明書を提出するよう指導する。原産地証明書の記載事項における不備に関して、当該不備が軽微な誤りであるかについては、以下によることとするが、詳細については、事務連絡する。</p> <p>イ及びロ（同左）</p> <p>ハ 原産地証明書の申告貨物との同一性に関する項目（輸出者名、輸入者名、仕入書番号等）の不備については、取引関係書類にて輸入貨物と同一性が確認できる場合や、あるいは、輸入者が原産地証明書以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、原則として軽微な誤りとして、その原産地証明書は有効として取り扱う。ただし、複数の事項に不備がある場合は、原産地証明書の正確性に影響する場合もあることから、<u>原産地調査官</u>と協議の上、処理するものとする。</p> <p>ニ及びホ（同左）</p> <p>（不備のある原産品申告書の取扱い）</p> <p>68-5-12 の 3 原産品申告書の記載事項について、前記 68-5-11 の 3 の要件を満たすことが必要であり、不備がある場合は、原則として、EPA税率を適用することはできない。ただし、不備がある場合であっても、取るに足りない事項の相違や脱落、語句不足、印字の誤り又は指定された記載欄からのはみ出しのような誤りであり、原産品申告書の真正性及び記載内容の正確性に影響を及ぼさないと判断できるもの（以下この項において「軽微な誤り」という。）である場合には、EPA税率を適用して差し支えないこととする。この場合において必要に応じて、輸入者に対して、次回以降、不備のない原産品申告書を提出するよう指導する。原産品申告</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>書の記載事項における不備に関して、当該不備が軽微な誤りであるかについては、以下によることとするが、詳細については、事務連絡する。</p> <p>イ及びロ (省略)</p> <p>ハ 原產品申告書の申告貨物との同一性に関する項目（輸出者名、輸入者名、仕入書番号等）の不備については、取引関係書類にて輸入貨物と同一性が確認できる場合や、あるいは、輸入者が前記 68-5-11 の4に規定するその他の書類に基づいて原產品であることを明らかにできる場合は、原則として軽微な誤りとして、その原產品申告書は有効として取り扱う。ただし、複数の事項に不備がある場合は、原產品申告書の正確性に影響する場合もあることから、<u>首席原産地調査官等</u>と協議の上、処理するものとする。</p> <p>ニ及びホ (省略)</p>	<p>書の記載事項における不備に関して、当該不備が軽微な誤りであるかについては、以下によることとするが、詳細については、事務連絡する。</p> <p>イ及びロ (同左)</p> <p>ハ 原產品申告書の申告貨物との同一性に関する項目（輸出者名、輸入者名、仕入書番号等）の不備については、取引関係書類にて輸入貨物と同一性が確認できる場合や、あるいは、輸入者が前記 68-5-11 の4に規定するその他の書類に基づいて原產品であることを明らかにできる場合は、原則として軽微な誤りとして、その原產品申告書は有効として取り扱う。ただし、複数の事項に不備がある場合は、原產品申告書の正確性に影響する場合もあることから、<u>原産地調査官</u>と協議の上、処理するものとする。</p> <p>ニ及びホ (同左)</p>
<p>第6章の2 認定通関業者</p> <p>(認定内容の変更手続)</p> <p>79-4 認定通関業者に係る認定内容の変更の届出等の手続は、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 法第79条第3項第1号ハからチまでに該当することとなった場合又は法第79条の4第1項第3号に規定する認定の失効事由に該当した場合には、その旨を認定内容の変更手続により遅滞なく税関に届け出るようしようとする。なお、申請者の利便性等を考慮し、担当税關の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本關の担当部門に送付するものとする。</p>	<p>第6章の2 認定通関業者</p> <p>(認定内容の変更手続)</p> <p>79-4 認定通関業者に係る認定内容の変更の届出等の手續は、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 法第79条第3項第1号ハからチまでに該当することとなった場合又は法第79条の4第1項第2号に規定する認定の失効事由に該当した場合には、その旨を認定内容の変更手続により遅滞なく税関に届け出るようしようとする。なお、申請者の利便性等を考慮し、担当税關の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本關の担当部門に送付するものとする。</p>